

## 全銀協 TIBOR 行動規範 新旧対照表

○下線部改定部分。

新	旧	備考
<p><b>(1) 定義に基づくレートの呈示</b></p> <p>①リファレンス・バンクは、上記1. の定義に即し、運営機関宛に日次で公表対象期間全てのレートを呈示するものとする。</p> <p>②リファレンス・バンクは、定義に即したレート呈示を行うに当たり、呈示レートの決定に際して参照する取引や定性的情報等の種類・範囲についての基準を整備するものとする。</p> <p>③上記②の基準を整備するに当たり、呈示レートに優先的に勘案されるべき取引等の種類や範囲には、例えば、以下のものが含まれると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リファレンス・バンクが観測可能な銀行間無担保資金取引 例) 無担保コール、ユーロ円取引、銀行間 NCD 取引等</li> <li>・リファレンス・バンクが観測可能な短期金融市場における上記以外の関連取引 例) 短期国債取引、債券レポ・現先取引、CP 取引、OIS 取引等</li> <li>・気配値を含む定性的情報</li> </ul> <p>なお、上記に記載する取引等の勘案に際しては、全銀協 TIBOR の定義に基づいたレート呈示として、<u>各リファレンス・バンクは、プライム・バンク間の無担保コール取引(ユーロ円 TIBOR の場合は「ユーロ円取引」)が観測できる場合については、当該取引を最低限含むものとし、かつ、優先的に考慮すべきであることに留意する必要がある。また、取引量についても標準的と考えられるものを優先するものとする。</u></p>	<p><b>(1) 定義に基づくレートの呈示</b></p> <p>①リファレンス・バンクは、上記1. の定義に即し、運営機関宛に日次で公表対象期間全てのレートを呈示するものとする。</p> <p>②リファレンス・バンクは、定義に即したレート呈示を行うに当たり、呈示レートの決定に際して参照する取引や定性的情報等の種類・範囲についての基準を整備するものとする。</p> <p>③上記②の基準を整備するに当たり、呈示レートに優先的に勘案されるべき取引等の種類や範囲には、例えば、以下のものが含まれると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リファレンス・バンクが観測可能な銀行間無担保資金取引 例) 無担保コール、ユーロ円取引、銀行間 NCD 取引等</li> <li>・リファレンス・バンクが観測可能な短期金融市場における上記以外の関連取引 例) 短期国債取引、債券レポ・現先取引、CP 取引、OIS 取引等</li> <li>・気配値を含む定性的情報</li> </ul> <p>なお、上記に記載する取引等の勘案に際しては、全銀協 TIBOR の定義に基づいたレート呈示として各リファレンス・バンクが最も適当と判断するものを優先的に考慮すべきであることに留意する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IOSCO 原則 8 (データのヒエラルキー) を踏まえ、リファレンス・バンクにヒエラルキーの整備を委ねているところを、無担保コール取引またはユーロ円取引で実取引が観測できる場合には、当該実取引を最低限含み、かつ、優先的に考慮する旨を明確化するもの。</li> </ul>

新	旧	備考
<p>また、各リファレンス・バンクは、<u>例えば以下のいずれかに該当する等で、上記に記載する取引等のみでは定義に即した呈示レートの設定に十分ではないと判断する場合等には、(2)に規定するレート呈示責任者またはレート呈示担当者による「専門家判断 (expert judgment)」も活用し、呈示レートを決定するものとする。</u></p> <p><u>・プライム・バンク間の無担保コール取引(ユーロ円 TIBOR の場合は「ユーロ円取引」)</u> が継続的に観測できない場合</p> <p><u>・午前 11 時近辺のデータがない場合</u></p> <p><u>・取引量が標準的と考えられない場合</u></p>	<p>また、各リファレンス・バンクは、上記に記載する取引等のみでは定義に即した呈示レートの設定に十分ではないと判断する場合等には、(2)に規定するレート呈示責任者またはレート呈示担当者による「専門家判断 (expert judgment)」も活用し、呈示レートを決定するものとする。</p>	<p>・専門家判断 (expert judgment) の適用基準を明確化するもの。</p>
<p><b>(8) 問題発覚時の運営機関宛報告態勢の整備</b></p> <p>①リファレンス・バンクは、運営機関に対するレート呈示に関し、本行動規範への違反等の問題が発生したことを認識した場合には、速やかに運営機関宛に報告するものとする。</p> <p>②リファレンス・バンクは、本行動規範への違反等の問題が発生したことを認識した場合には、速やかに社内のコンプライアンス部門、監査部門、経営陣に報告するための報告態勢を整備するものとする。当該報告態勢には、リファレンス・バンクにおける各社内の内部通報態勢も含めるものとする。<u>なお、リファレンス・バンクは、各社内の内部通報態勢の整備に当たり、通報者が通報を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けることがないよう、適切な通報者保護を図るものとする。</u></p>	<p><b>(8) 問題発覚時の運営機関宛報告態勢の整備</b></p> <p>①リファレンス・バンクは、運営機関に対するレート呈示に関し、本行動規範への違反等の問題が発生したことを認識した場合には、速やかに運営機関宛に報告するものとする。</p> <p>②リファレンス・バンクは、本行動規範への違反等の問題が発生したことを認識した場合には、速やかに社内のコンプライアンス部門、監査部門、経営陣に報告するための報告態勢を整備するものとする。当該報告態勢には、リファレンス・バンクにおける各社内の内部通報態勢も含めるものとする。</p>	<p>・運営機関の通報窓口等に通報を行った場合における適切な通報者の保護を求める旨を明確化するもの。</p>

○実施日：平成 26 年 10 月 6 日 (月)

以 上